



Any アート意見交換会のご案内

Any アート：KASHIWARA 芸術祭実行委員会

薫風さわやかな季節を迎え、皆様におかれましてはますますご健勝のこととお慶び申し上げます。さて、コロナ禍もようやく収束の兆しが見え始め、日常の生活に戻りつつあります。つきましては、下記のとおり、Any アート（KASHIWARA 芸術祭実行委員会）の総会、並びに今秋の「かしわら芸術祭 2023（第 10 回柏原ビエンナーレ）」に向けての意見交換会を実施いたします。お忙しいとは存じますが、ご出席の上、活発なご意見を賜りますようお願い申し上げます。

記

日時：4月8日（土曜日）

総 会 : 14:00 ~ 14:45

意見交換会 : 15:00 ~ 16:30

場所：柏原市立文化センター2階 多目的室（JR 柏原駅と近鉄堅下駅の間）
（柏原市立図書館 2 階）：柏原市上市 4 丁目 1-27

(1) 第 1 部 総会

- 1 2022 年度事業/決算報告
- 2 2023 年度事業計画/予算/組織体制
- 3 Any アートアジェンダ 2023

（総会はオープンですので、会員以外もご参加ください）

（総会終了後に、かしわら芸術祭 2021 のスライドショーを行います）

(2) 第 2 部 意見交換会

国の新たな文化芸術基本法(2017.6 施行)の下、地域の「芸術祭の開催」が基本施策に取り上げられている中、今秋の「かしわら芸術祭 2023」の開催に向け「地域芸術祭の可能性と課題」について、八尾市の文化芸術行政の担当者を交えた意見交換会を開催します。

「新文化芸術基本法の下、地域芸術祭の可能性と課題（仮）」

スピーカー：時田靖敬さん（八尾市魅力創造部文化・スポーツ振興課係長）

八尾市芸術文化基本条例を策定（2022.4）

< 配布予定資料 >

・ Any アート総会資料 ・ Any アートアジェンダ 2023 ・ Any アート連携関連資料

* ご出席の皆様におかれましては、お手数ですが 4 月 5 日までに必ず下記実行委員会事務局宛にご連絡の程、よろしくお願い申し上げます。

Mail : jimu@anyart.jp FAX : 072-970-0500

May アートサイト : <https://anyart.jp>

以上

文化芸術振興基本法の一部を改正する法律概要

第一 趣旨

1. 文化芸術の振興にとどまらず、観光、まちづくり、国際交流、福祉、教育、産業その他の各関連分野における施策を法律の範囲に取り込むこと
2. 文化芸術により生み出される様々な価値を文化芸術の継承、発展及び創造に活用すること

第二 改正の概要

1. 題名等

法律の題名を「文化芸術基本法」に改めるとともに、前文及び目的について所要の整理を行う。

2. 総則

基本理念を改めるとともに、文化芸術団体の役割、関係者相互の連携及び協働並びに税制上の措置を規定する。

〈基本理念の改正内容〉

- ①「年齢、障害の有無又は経済的な状況」にかかわらず等しく文化芸術の鑑賞等ができる環境の整備、②我が国及び「世界」において文化芸術活動が活発に行われる環境を醸成、③児童生徒等に対する文化芸術に関する教育の重要性、④観光、まちづくり、国際交流などの各関連分野における施策との有機的な連携

3. 文化芸術推進基本計画等

政府が定める「文化芸術推進基本計画」、地方公共団体が定める「地方文化芸術推進基本計画」（努力義務）について規定する。

4. 基本的施策

- ① 芸術、メディア芸術、伝統芸能、芸能の振興について、伝統芸能の例示に「組踊」を追加するとともに、必要な施策の例示に「物品の保存」、「展示」、「知識及び技能の継承」、「芸術祭の開催」などへの支援を追加。
- ② 生活文化の例示に「食文化」を追加するとともに、生活文化の振興を図る。
- ③ 各地域の文化芸術の振興を通じた地域の振興を図ることとし、必要な施策の例示に「芸術祭への支援」を追加。
- ④ 国際的な交流等の推進に関する必要な施策の例示に「海外における我が国の文化芸術の現地の言語による展示、公開その他の普及への支援」及び「文化芸術に関する国際機関等の業務に従事する人材の養成及び派遣」を追加。
- ⑤ 芸術家等の養成及び確保に関する必要な施策の例示に国内外における「教育訓練等の人材育成への支援」を追加。

など

5. 文化芸術の推進に係る体制の整備

政府の文化芸術推進会議、地方公共団体の文化芸術推進会議等について規定する。

第三 その他

文化芸術に関する施策を総合的に推進するため、文化庁の機能の拡充等について、その行政組織の在り方等を含め検討を加え、必要な措置を講ずる。

（平成29年6月23日公布・施行）